

労働基準関係法令違反に係る公表事案

高知労働局

最終更新日：令和7年9月2日

| 企業・事業場名称     | 所在地           | 公表日       | 違反法条                            | 事案概要                                                         | その他参考事項     |
|--------------|---------------|-----------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------|
| (株) 新都メンテナンス | 高知県高知市        | R6. 9. 18 | 労働安全衛生法第21条<br>労働安全衛生規則第361条    | 下水道工事現場において、土止め支保工を設置する等の危険を防止するために必要な措置を講じていなかったもの          | R6. 9. 18送検 |
| (有) 西村住研     | 高知県高知市        | R6. 9. 18 | 労働安全衛生法第21条<br>労働安全衛生規則第518条    | 新築工事現場において、高所作業の際、墜落による労働者の危険を防止するために必要な措置を講じていなかったもの        | R6. 9. 18送検 |
| 緑花園          | 高知県高知市        | R7. 3. 5  | 労働安全衛生法第21条<br>労働安全衛生規則第518条    | 植栽維持管理現場において、高所作業の際、墜落による労働者の危険を防止するために必要な措置を講じていなかったもの      | R7. 3. 5送検  |
| 新進建設 (株)     | 高知県高知市        | R7. 6. 2  | 労働安全衛生法第30条<br>労働安全衛生規則第638条の 3 | 建設現場において、主要な機械、設備及び作業用の仮設の建設物の配置に関する計画を作成していなかったもの。          | R7. 6. 2送検  |
| (株) イタバシ     | 愛媛県新居浜市       | R7. 6. 2  | 労働安全衛生法第21条<br>労働安全衛生規則第519条    | 高さ約12mの作業構台上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの。 | R7. 6. 2送検  |
| シカタ開発 (株)    | 高知県高岡郡<br>日高村 | R7. 6. 9  | 最低賃金法第4条                        | 労働者2名に対し、2か月分の定期賃金合計約23万円を支払わなかったもの。                         | R7. 6. 9送検  |